

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	開発許可事務事業（市街化調整区域）			事業コード	1536
所属コード	091000	課等名	都市計画課	係名	宅地開発係
課長名	丹治 義治	担当者名	狩野 秀徳	内線番号	7217
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	適正な土地利用計画の推進	コード	1
	基本事業	土地利用の管理・指導	コード	2
予算費目名	一般会計 8 款 4 項 1 目 開発行為等に関する事務（001-04）			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 45 年度
根拠法令等	都市計画法及び同法施行令, 盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例			

(2) 事務事業の概要

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可・建築許可，相談業務，及び完了検査等の事務を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 43 年に開発許可制度が創設され，昭和 45 年に区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）を定めたことにより，本市においては同年 10 月 1 日から施行されている。

昭和 54 年 8 月 1 日に知事から市長へ一部事務を委任され，平成 12 年 11 月 1 日の特例市指定に伴い，市長が開発許可制度に係る全ての事務を行うこととなった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 21 年 4 月 1 日に盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例を改正し，市街化区域に隣接等する区域内における条例で定める一定のもの（都市計画法 34 条第 11 号の規定に基づき条例で指定する土地の区域）を定め，規制緩和を行った。

【意見・要望】

許可までの事務の迅速化，期間の短縮，開発許可基準の緩和，市街化調整区域内における規制緩和

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

市街化調整区域内における開発行為・建築行為

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 市街化調整区域面積	ha	39,304	39,304	39,304	39,304	39,304
B 開発許可・建築許可申請件数	件	48	47	50	53	50
C						

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

- ・窓口及び電話による相談の実施
- ・開発等許可申請書の受理，審査，許可
- ・開発指導委員会及び開発指導委員会幹事会での審議
- ・盛岡市開発審査会への付議
- ・工事完了検査の実施
- ・違法建築物への対応
- ・許可基準等の見直しの検討

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 相談・指導件数	件	1,600	1,600	1,600	1870	1870
B 開発審査会での審議件数	件	18	12	12	11	11
C 違反建築物への指導，調査件数	件	5	5	5	5	5

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

市街化調整区域内における適正な土地利用

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 開発許可・建築許可許可件数	□上げる □下げる ■維持	件	51	48	50	49	50
B 違法建築物是正件数	□上げる □下げる ■維持	件	1	1	1	2	3
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	301	66	66	153
	A 小計 ①～⑤	千円	301	66	66	153
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	6,500	6,500	6,500	6,500
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	26,000	26,000	26,000	26,000
計	トータルコスト A+B	千円	26,301	26,066	26,066	26,153
備考						

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

市街化調整区域内における適切な土地利用の実現に結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務のため妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務のため妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務のため廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

市街化調整区域における開発許可基準については、地域の実情に応じ、条例制定等により強化緩和できることから、今後も継続して基準の見直しについて検討していく必要がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

全市共通の基準に基づく許可事務を行っており、また、他都市と同水準の手数料となっているため公平・公正である。

(4) 効率性評価

法定事務について、必要最小限の人員及び事業費で対応しており削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

市街化調整区域における開発許可基準については、地域の実情に応じ、条例制定等により強化緩和できることから、今後も継続して基準の見直しについて検討していく必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

盛岡広域都市計画区域（盛岡市、矢巾町、滝沢村）における許可基準の整合性の確保、関係機関との協議調整

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務として、必要な規制措置による良好な都市環境形成のために必要な事務である。

本市の地域特性に配慮した許可基準の見直しを定期的に行っていくとともに、見直しに向けた具体の作業を続けていく必要がある。